

会報 ながの

第187号
平成24年 秋



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『秋を惜しむ』

太田正人先生、2007年度撮影写真を掲載させて頂きました。
秋を惜しむ一枚の写真、人物の後ろ姿、皆様どうお感じになりましたか。
本会報に今まで数多くの表紙写真を提供頂きました。ありがとうございました。
感謝の気持ちを込めて、先生の未発表写真を掲載しましたので、お楽しみ下さい。
(会報編集委員長 佐藤 恵明)

公開講座「須坂基線」の報告

広報部担当副会長（兼財務部長） 松本 誠 吾

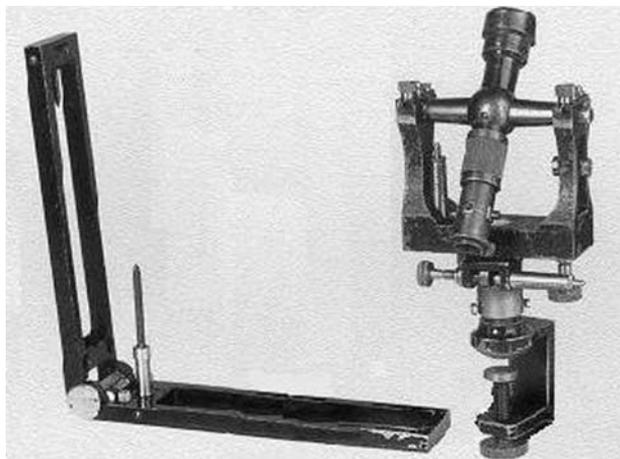
8月1日（水）須坂市メセナホールに於いて、本会主催の市民を対象とした公開講座“須坂基線”を開催した。

この企画は平成23年2月、上島前副会長と地元竹前利一氏（現公嘱協会副理事長）で三木須坂市長を表敬し開催日処が立ったものの、その一ヶ月後に東日本大震災が起り、国土地理院からの講師陣派遣も無理、イベントの自粛もあり頓挫していたものだ。

その後役員も代わり分掌行事をこなす中、会員からの継続的な熱き要望と、新たな広報部のノリにも背中を押され引っ張られ、本会初の“市民対象の公開講座”実現となった。

会場準備は9時より長野支部須坂分会を中心にお手伝い頂き、受付、ホール内の飾り付け、エントランスホールでの測量機器展示コーナー「測量機器の変遷」作りを行った。展示品には近代のGPS、自動追尾トータルステーションから、講師の国土交通省国土地理院宮本純一先生の持参された地理院で使用していた田中式垂直器（三角点の櫓を建設するときを使用した機器）、WILD T2（GPSが普及するまで使用していた1級経緯儀）、WILD N3チルチングレベル1級水準儀、また長野会山本幸雄先生には6月のG空間EXPO2012に展示された（土地家屋調査士9月号掲載）江戸時代作「清水流測量秘伝書」巻物からパネルを何十点も拝借でき、見事な展示コーナーとなった。

宮本先生は、中学生のお子さんが夏休みで父の講演を聴きたいとのこと、お二人で来られた。信州大学名誉教授吉澤孝和先生は測量学、深層崩壊学の権威者である。奇しくも我が宮下会長の恩師でもあり会長と共に来られた。県公嘱協



田中式垂直器、WILD T2

会副理事長三原雅先生は世界測地系Ⅷ系原点広報を講演に取り入れたいと、南牧村総務課菊池明人補佐と共に来られた。

各持参の講座資料をパソコンに取り込み、スクリーンのチェック、開演に向けての準備が終わった。

12:00～ 受付

受講者の入りに期待はあったが、本会会員にCPD研修の対象外と伝え、自由参加形式をとったことは、確実であろう人数の読みが出来ず、実は大変な心配ごとであった。

基線を成す一等三角点は須坂市と高山村に位置するため、後援には2自治体と須坂市教育委員会、須高郷土史研究会、高山村教育委員会、高山史談会4団体を、また南牧村Ⅷ系原点設置事業を行った県公嘱協会になって頂いた。当初より双方の歴史研究会は大所帯であり、かなりの入りがあるとの予測であった。教育委員会には、学校が夏休みに入れば先生、子供達にもこの講座に来ることが出来るので、6月の上高井小中学校校長会議で資料を配布して頂いた。須坂市、高山村の広報紙に掲載して頂いた。須坂

市民総合大学対象講座となり、須高ケーブルテレビでは毎日文字放送で流れた。

まずまず入った様で一安心。研究会のメンバーらしき年配の方々は大勢みえた。ただ夏休み中の小中高の子供、生徒の姿が全くといって居なかったことは誠に残念であった。

13：00開演～13：30開会セレモニー

三木正夫須坂市長挨拶、久保田勝士高山村長（全国町村会長会議の為欠席）代理山崎勝巳教育長からご挨拶を頂き、来賓各位の紹介

そして本会宮下照也会長より、須坂基線は日本が近代化のために国の威信をかけ地図作りを行った証で貴重な歴史的資料、保存を呼びかけ、講座の開始となった。

13：30～14：50第一講 宮本先生

「今も現役『須坂基線』みんなを守る三角点」と題し、地元地図、また縁あるものを盛り込んだ百ページ以上に及ぶ資料を準備されご講演頂いた。基本三角点、測量基準点の役割、電気仕掛けも無い機器をもって、妥協を許さない明治期の技と業、「温故知新」のメッセージと“須坂基線”保存の意義を伝えた。

さり気ない一言一言が重たい。この場での測量史の語りべは「須坂基線」という存在を教えてくださいました宮本先生しか出来ないと感じた。



15：00～15：50 第二講 吉澤先生

「地図を読む；『須坂基線』から作られた上

高井の地図」と題し、上高井の地形、扇状地、地名から何が読み取れるかを問う授業になった。吉澤先生には、今自分が災害対策委員でもあり、防災学に詳しい先生の知識を頂戴したかったため、何度も伺い、注文をつけてしまい反省をしている。故に現地にも自ら足を運ばれ、谷や河川の形成経緯、霞堤防（堤防の途中で水の逃がし路として開口部を設けた堤）のレクチャーも頂けた。出来上がった資料は地図の等高線を詳細緻密に追っかけ作成された1ページたりとも削除出来ない内容の教科書となった。ご迷惑をおかけし申し訳なくも次への講座への手応えは感じ、予想どおりの意味ある短い50分となった。



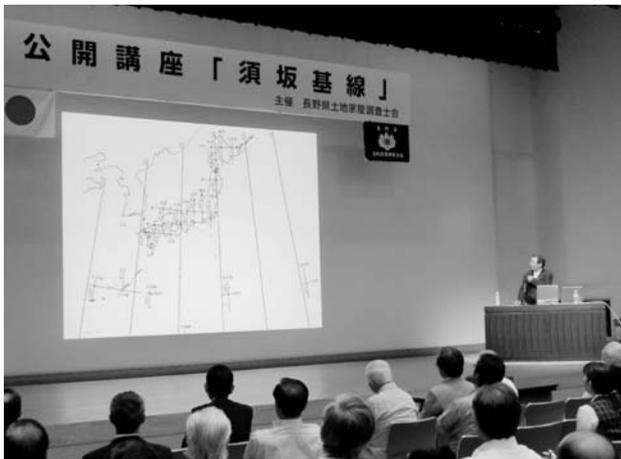
15：50～16：20 第3講 三原先生

「須坂基線から世界測地系第Ⅷ系原点へ」第Ⅷ系原点って何？と題し（説明が大変解りやすかったのでそのまま記載）

三原先生；今の日本の国土は19の地区（系）に分け、各地区の中心を原点と呼び、これを基準に土地の位置を現すことにしている。但し、現地に標識は無い。原点は $X = Y = 0.000m$ 南北はX座標、東西はY座標、長野・新潟・山梨・静岡4県は、八番目第Ⅷ系に属する。調べてみたら、Ⅷ系原点は長野県南牧村にあり、こんな良い状況に原点がある場所は他にはなさそう、では設置してみようということになった。菊池補佐；日本のほぼ中央にあるので『おへそ』、だからⅧ系原点を「日本のおへそ」と呼んでい

る、と解りやすく広報。

三原先生；Ⅷ系原点、三角点等の基準点は一般の方に土地の境界の位置を特定する方法を解り易く説明するのにまこと都合が良い。その説明をするのが「土地家屋調査士」である、と最後に上手く締めて頂いた。



16：30閉講

長野支部の手際よい作業で後片付けが終了、集合した顔に達成感を感じた。打ち上げ会がよぎった。

超満員とは行かなかったが、入場者数は須坂市より210名と公式報告された。

三木市長にはこの企画に大変なご理解を頂き、市長はじめ副市長、教育長、総務部長と、スケジュール多忙の錚々たる方々が長時間最後まで居られたことは、大成果であろう。

当日、国土地理院広報広聴室によるアンケート調査を行ったが、受講者の感想は「大変良かった」が圧倒的で、批判的なものは全く見あたらなかった。ほっとした。

その後は安堵感に浸り、8月1日実施日をエンドポイントにして過ごしている。

ただ、いまだに集めた資料、作成書類はそのまま、仕事機の脇に山積み状態で片づいてはいない。ホットはしたが本当に満足だったかというところでもない。夏休みだったのになぜ一人もと言っていいほど子供達の姿が無かったのか、高校にも声をかけておけば良かった、会員皆で

共有はできたのか、ああすれば、こうすれば、こうしておけば良かった、すべきであったと、くよくよ反省の思いがこみ上げてくる。なぜ駆り立てられたのか、これをどうつなげるか、何になるのか、これからどうしたいのか、その燃焼しきれないモヤモヤが山積み「カタを着けられない」状態にしているものと思う。

ご講演頂いた先生方、協力して頂いたスタッフ、会員の皆さんに、会として結果を残さなければならぬとか、反省も成果として事業を継続させていくとか、カッコのいい“言い訳”を言って感謝の意を伝えたいと思っているからだ。

佐藤広報部長とは自分が動けばお金もかかるまいと、何度も須坂市、高山村を奔走した。

「お互いやるだけのことはやった」と言いつつも、もっと皆に頼めば良かったとか、モヤモヤの思いを共有している。

土地家屋調査士という仕事を選び、有限財産である国土をいかに公平、安全、有効に活用利用してゆくか、

先日、信濃毎日新聞に宮下会長のメッセージの入った「土地の境界、曖昧な県内」（本誌P21に掲載）という「地籍調査」に関する記事が大きく掲載された。まさにリンクさせたい内容である。

この「須坂基線」には測量学、防災学から歴史、地理、数学、地球物理学、政治経済と、総合学習のテーマが凝縮されていて、我々に非常に適した存在であるものと思っている。

今回の公開講座により、地元にあるこのかけがえのない優れた教材を少しでも活用され、須坂市、高山村の文化財として保存に漕ぎ着けて頂けることを願っている。

終わりに、この講座の準備にあたり沢山の方々の多大なご協力を頂いたことに心より感謝を申し上げ、ご報告といたします。

関東ブロック協議会 第58回定時総会の報告

総務部担当副会長（兼総務部長） 芦澤 文博

平成24年度の関東ブロック協議会の総会は、7月8日（日）・9日（月）の日程で、静岡県焼津市のホテルアンピア松風閣で行われた。

太平洋に面した高台のホテルで、駿河湾越しに富士山が望めるらしいが、残念ながら2日も雲がかかって見ることはできなかった。

当会からは、正副会長と部長、次長、日調連理事の9名が出席している。

午後の開会、当会の宮下会長（関ブロ副会長）の挨拶に始まり、事業報告及び計画、収支決算及び予算の審議と例年のとおり行われた。

来賓として来られた岩手会の菅原会長の挨拶では、東日本大震災での支援に対してのお礼と共に、本年12月に仙台において、東北被災3県（福島、宮城、岩手）の復興に向けた講演会と被災現場の視察を計画しているとの案内があった。徐々に復興に向けて進んでいるが、マスクも報道の回数が少なくなってきていて、忘れられているのではないかという感にとらわれることもあるとの話で、改めて被災地に目を向け、現地に行って現実を見ることも復興支援のひとつの形であると考えます。当会でも、役員を中心に多くの方の参加を望みます。

翌9日には、総務、財務、業務、社会事業、広報、研修の各担当者会同が行われた。従来の総会翌日と異なり今年度初めての試みだったが、時間と経費の削減につながり意義あることと思

われる。午前中3時間にわたり、各会議とも熱心な情報や意見交換が行われた。

各会議の出席者と主なテーマは次のとおりだが、今年は特に災害対策に関して多方面から検討がされている。

- 総務担当 [芦澤総務部長] ・調査士会の災害対策について、調査士会館の現状と将来について、職務上請求書用紙について
- 財務担当 [松本財務部長] ・会費について（比例会費、未納問題）、防災対策予算、会の予算関係について
- 業務担当 [菅澤業務研修部長] ・調査士法25条2項の研修について、不登法規則77条2項について、業務報酬（不当廉売）について
- 社会事業担当 [上原・小山両副会長] ・筆界特定制度の現状について、筆特とADR連携について、公嘱協会について、防災協定について、
- 広報担当[宮下会長（座長）、佐藤広報部長] ・各会の広報活動の実情、今後の外部広報、内部広報について、相談会について
- 研修担当[金田業務研修部次長、中塚日調連研修部長] ・会員研修のテーマについて、新人研修について、CPDについて

平成24年度土地家屋調査士新人研修会の報告

関東ブロック新人研修会に参加して思うこと

業務研修部 次長 金田 政孝

去る9月15日から9月17日の3日間、東京都千代田区の日本教育会館において、関東ブロック協議会主催の新人研修会に研修委員として参加してきました。

関東ブロック11県の新入会員を対象に行っているものですが、本年は158名の新入会員が参加して実施されました。3日間に渉る研修会の講義メニューは盛りだくさんであり、長野会から参加した9名の新入会員の方々も、一時たりとも気が抜けない3日間であったものと推察します。

研修委員は裏方として、会場のセッティング・司会・マイク係り等を行う訳ですが、もちろん新入会員とともに会場において講師の講義を聴くことはできます。そんな中で思うことは、もしかして、新入会員にとって一番頭の痛いのは報酬のことではないだろうか…ということです。

私が関ブロの新人研修会を受講した25年前は、報酬規定は会則に定められていました。そして、調査士法には「会則の遵守義務」が規定されています。報酬規定が会則に規定されていた時期は「会則を守らないと調査士法違反となる」を言い訳として、競争原理が強く働かないところで商売をしていた一面があったことは否めません。

私が25年前に受講した関ブロの新人研修会においても、もちろん報酬に関する講義はありました。その内容は「積算すべき項目は落とさないようにしましょう」、「標準単価はいくらです」であり、同時に倫理関係の講義において「調査士法違反はいけません」といった研修を受けま

した。これで報酬に関する研修は済んでしまう訳です。そして、報酬規定が会則から撤廃されたことによって、報酬に関する研修も様変わりして「適正報酬とは何か」が講義の主な内容となってくる訳です。

会則から報酬規定が撤廃される際は、調査士側の恣意的な運用により、報酬額が底上げされ、底上げ分が利用者に転化(実質的な値上げ)されるのではないかという懸念を、監督官庁である法務省あたりは持っていたと聞き及んでいます。現実には、報酬規定の撤廃によって業界内での報酬額の低廉化という問題が、業界内で盛んに論議されている訳です。

(もちろん、法務省は報酬の低廉化が登記行政に悪影響を及ぼさない限り、何も論議しないと思います…)

今回の新人研修会に参加した新入会員の皆さんは、自己の業務に対する報酬をどのように構築・設定するのかに頭を痛めて、今回の研修会で学んだことを最大限生かして「適正な業務遂行とそれに対する適正な報酬」を、自分なりに確立して頂きたいと思います。

たとえ自分ひとりの個人事務所であろうとも、事務所を維持して、業務を継続してゆく「経営者」であることの自覚を持ち、そして、ある講師が講義の最後に言っていた「自分で自分の首を絞めるのはやめましょう」という言葉を忘れないで頂きたいと思います。

関ブロの新人研修会でご一緒した9名の新入会員の皆さんの今後の大いなる活躍を祈念しております。

第33期土地家屋調査士新人研修会に参加して

長野支部 北 條 誠 治

平成24年度第33期日本土地家屋調査士連合会関東ブロック協議会新人研修会に参加させていただきました。新人向けの体系的な研修の受講機会は初めてでありましたので、必ずや調査士としてのレベルアップが図れるものと心待ちにしておりました。3日間の間に9項目に渡る研修があり、それぞれに経験豊富で個性的な講師の先生方の姿が、壇上の講師であると同時に調査士の先輩として憧れの姿と映るようになりました。開講式はPFドラッカー著「マネジメント」からの一節で始まりました。

「マネジメントには基本とすべきもの、原則とすべきものがある。それらの基本と原則は、それぞれの状況に応じて適用していかねばならない。基本と原則は、状況に応じて適用すべきものではあっても、断じて破棄してはならない物である。」

今回、受講した内容は、まさに基本と原則でありました。私にとっての基本と原則は「調査測量実施要領」と「会員必携」および「倫理規定」であります。日々の業務の中で、より深く洞察し、より高い判断力を磨いていくために今回の研修会資料も含め座右の書として読み込んでいきたいと思っております。

1日目、2日目の夜には懇親会があり、長野会からの参加者9名と同期のつながりを得たことは貴重な時間となりました。3日目の寸劇を交えたパネルディスカッションでは、マニュアルにはない体験を参加者全員で共有する形となりました。

「筆界特定制度とADR制度創設により高い倫理感が必要になる」との講義をいただいた連合会常任理事総務部長加賀谷先生。安定的な経営がひいては国民のためになるという信念を語られた神奈川会副会長岩倉先生。「わずかな手間を惜しまずにトラブルを回避すること」についてお話いただいた連合会業務部理事餅田先生。すべての先生方の講義により筆界の歴史・土地家屋調査士・筆界特定・ADR制度の成り立ちを踏まえ、今土地家屋調査士としていかにあるべきかというものを見せていただき、研修後には、講師の先生方の言葉を反芻し自ずと行動に変化が生まれています。

最後に今回現地にて激励をいただきました宮下会長、中塚連合会研修部長、そして三日間大変お世話になりました金田業務研修部次長、田口理事、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成24年度土地家屋調査士新人研修

長野支部 畔 上 豊

9月15日～17日の3日間、東京都神保町の日本教育会館において開催された、関東ブロック

の新人研修会に参加してきました。3日連続の研修会というのは久しぶりでしたが、休日であっ

たため、仕事を忘れて専念することができました。県内の参加者の中では私が最年長でしたが、初日に会場を見回すと、他県の参加者には私より年上と思われる人もけっこう見られ、ほっとしました。

今年5月に登録したものの、試験に合格してから20年以上経っており、さらに測量の実務からも遠ざかっていたため、研修内容はすべて新鮮で、特に筆界特定制度は表面的な知識しかな

かったので、とても貴重な内容でした。また、どの業界にもある報酬の問題については、最終日の寸劇を交えたパネルディスカッションで重要さを認識させられました。

初日の夜の県内参加者の懇親会と、2日目の参加者全員での懇親会では、他の出席者との親睦を深めることができました。宮下会長をはじめ担当役員の方々も連日参加され、我々の面倒をみていただき、大変お世話になりました。

平成24年度土地家屋調査士新人研修に参加して

松本支部 原 寛 志

9月15日～17までの3日間に渡り、日本教育会館にて関東ブロックの第33期新人研修会が開催されました。

研修内容はいずれも実務に即したものとなっており、開業して間もない私にとって大変有意義なものとなりました。特に「報酬の運用」においては、10年ないし20年先も事務所を運営していくために1人の経営者として報酬額の算定を行わなければならないことを、「調査士の法的責任」においては、土地家屋調査士の職責の

重さを学ぶと共に調査士業務を行うことの恐ろしさを感じることができました。

また、研修内容とは別に長野会から参加した新人会員の仲間である同期生と親睦を深めることができたことは私にとって大きな収穫となりました。

今回の研修を通じて得た知識を有効に活用し、同期の仲間と切磋琢磨し、日々研鑽に努め一步一步着実に調査士として成長していきたいと思

平成24年度土地家屋調査士新人研修に参加して

松本支部 川 上 昌 哉

先日9月15日、16日、17日の三日間、東京の日本教育会館にて関東ブロックの新人研修が開催されました。内容としては、一日目は会員心得、土地家屋調査士の職責と倫理、筆界確認の実務、調査・測量実施要領、二日目は土地・建物の所有及び利用上の規制関連法、筆界特定制

度と土地家屋調査士会ADR、不動産登記法・主要先例・オンライン申請・不動産調査報告書、報酬の運用、三日目が土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について、パネルディスカッション「土地家屋調査士の適正業務と報酬について考える」という濃い内容でした。

日々の業務の中で分からないけれどそのままにしてきてしまったことや、改めて確認する事、気づかなかった事、たくさんの道標やヒントを頂きました。中でも余談として出てきた、講師の方の失敗談はとてもありがたかったです。こんなことに気を付けないとこんな失敗をする。自分は業務の中でそれほど気にしていなかったことが立会の不調を招くことも十分にある。す

ごく考えさせられました。相手の立場に立って進めていくことの大切さを改めて感じました。

今回は、このような大変有意義な研修があり、右も左もわからない自分としてはありがたい限りです。これからも多くの研修に参加し知識と姿勢を研鑽して行きたいと思います。研修に参加させていただきありがとうございました。

平成24年度土地家屋調査士新人研修に参加して

松本支部 成田 永

去る9月15、16、17日、東京で行われた関東ブロック協議会新人研修に、長野会の新入会員として参加させて頂きました。

調査士倫理、オンライン申請、調査報告書といった基本的な事柄や、調査士として知っておくべき関連法、報酬の運用など、どれも為になる講義ばかりでしたが、私が最も印象に残っているのは、原始筆界と公図の成り立ちについての講義でした。

それまで私は、公図を目にする度に「何だまた公図か。どうしてこんな現地復元性のないものを資料にしなきゃいけないんだ。」とばかり思っていました。しかし今回の講義を受けて、公図こそが原始筆界を記した重要資料なのだと、恥ずかしながら初めてそういった思いを持つようになりました。公図や過去の測量図の分析と現地の調査をもとに筆界を見出す判断力が、調査士の存在理由というのか真髄というのか、何となく自分なりにそういった解釈で胸に落とし、自分もそれができる一人前の調査士になりたいと強く思いました。

また、ご自身の体験を、失敗談や武勇伝、現

実にあったクレームなど惜しみなく話して下さる先生もいらっしゃり、感動の連続、自分がこれから業務を行っていく上で貴重すぎるお話を聞かせて頂きました。このような機会を頂けたことに感謝の気持ちで一杯です。

さらに、弁護士の先生の講義もあり、広い法律体系のほんの一部であったとは思いますが大変興味深く、調査士業務における法律知識、法律理論の重要性を感じました。

それから、今回の研修では関東ブロック全体の懇親会のほかに長野会でも親睦会があり、他の会員の方々とお知り合いになれたことも貴重でした。先日の県の研修会でもお声を掛けて頂けたり、お話をさせて頂くことができたりして、本当にありがたく思います。

全体として、あっという間に3日間が過ぎてしまったという印象です。と同時に、自分にとってこれから身に付けなければいけないことが山積みだなと感じました。今回の研修をステップに、自分も社会から信頼される調査士になればと思います。ありがとうございました。

第33期 土地家屋調査士新人研修に参加して

大町支部 郷 津 直 文

9月15日～17日の三日間にわたり、東京都千代田区の神保町にある日本教育会館にて関東ブロックの新人研修会に参加させていただきました。関東ブロックで新人は合計158名、そのうち長野会からは9名の参加がありました。大町支部には新人は私一人であり同期という繋がりが乏しかった私ですが、今回参加させていただいて同じような境遇の仲間と巡り合えて非常にありがたく思っております。

三日間の講義内容は非常に中身の濃い内容になっていました。どの講義も新人である私にとって勉強になる内容でありましたが、特に印象に残っている講義は連合会業務部理事の餅田先生による「調査・測量実施要領」、最後に長野会の金田先生が女性役で出演している寸劇を交えて行われた「パネルディスカッション」でありました。

「調査・測量実施要領」では業務を行っていく上で誰しもが起こりうる問題などを、餅田先生が新人時代に味わった経験や実体験を基に説明していただきました。私自身はまだ経験していないことだらけでありましたが、講義の内容のような問題が起こった時の対処方法や、当たり前のことなのではありますが、「自分は（土地家屋調査士という）資格者であり、プロなんだ！」という信念・自信をもって業務を行わなければならないという言葉がとても心に残りました。

「パネルディスカッション」に

おいては、寸劇で「不動産業者から困った要求をされる調査士」と言ったような一例のもと、その適正な業務について弁護士の山崎先生をはじめ、多くの先生方がオフレコともみえる雑談のようなお話の中で、判例や実務経験において業務の請負方や適正な報酬の算定方法、困った依頼についての対処法など色々なお話をいただき、相手への説明の仕方や、自分の信念に背くような業務の依頼であれば安請合せず勇気をもって断るということ、またそれによって自分を助けることになるということを教えていただき、非常に勉強になりました。

最後になりましたが、これから業務を行っていくにつき今回の新人研修会の経験を十二分に発揮し、土地家屋調査士法第2条にあるように、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行ってまいります。貴重な経験をさせていただきありがとうございました。



全体研修会を終えて

業務研修部担当理事 関 昭 夫

菅澤業務研修部長の目がひとときわ輝いている。それは220名の長野県土地家屋調査士会員の他、境界問題に関わる長野県下110箇所の役所から143名もの参加者を招き導いた自信と達成感の表れではないか。

思えば平成23年度最終部会からの地道な話し合いにより、「境界判定の専門家」寶金敏明先生による長野会初めての公開講座の開催である。午前中は会員向けに寶金先生による筆界特定及びADRを中心とした講義を受けた。

午後は公開講座として事前に寄せられた質問に対する答えを中心に「境界判定の諸問題」をテーマに興味深い話が次から次へと紹介された。こちらから（役所側から）の8問の質問に対して、「境界の種類の確認の必要性」「さまざまな方法を用いての原始筆界の調査」「集団和解の方法を用いた筆界の再形成」「筆界特定制度を活用した事業の遂行」「土地を扱う前に心を扱う心理学の必要性」「国土調査により筆界が確定するものでなく、公図よりましな図面ができただけである。」などなど、我々また参加者にとって説

得力のあるさまざまな話を拝聴することができた。

公開講座を聴講された皆様よりアンケートを通じて「大変良い機会であった。」「今後、このような機会を作ってほしい」「実例をあげた具体性のある、とても充実した研修会であった。」など、今後の土地家屋調査士会への期待感が大きく開くこととなったすばらしい研修会であった。

まったく睡魔を寄せ付けることの無い充実した内容の講義を提供して下さいました寶金敏明先生に心より感謝申し上げます。

会員研修会出席状況

日時 平成24年 9月28日

場所 松本市 キッセイ文化ホール

支部名	会員数	出 席 者 数	当 日 出 席 者 数	出席率%	参 考 前回との 比率%
長 野	100	64	57	57.0	103.6
飯 山	15	10	10	66.7	83.3
上 田	33	17	16	48.5	76.2
佐 久	39	15	14	35.9	73.7
諏 訪	36	21	22	61.1	88.0
伊 那	52	28	26	50.0	92.9
飯 田	30	19	18	60.0	112.5
松 本	88	48	48	54.5	82.8
木 曾	8	3	1	12.5	50.0
大 町	12	9	8	66.7	100.0
合 計	413	234	220	53.3	90.2

太田正人先生を偲んで



春

山桜のふるさと

夏

水蓮





秋

紅葉と乗鞍岳

冬

駒ヶ岳千畳敷



気になっていた助言

松本支部 小泉 栄一

支部からの寄稿依頼に、私も以前その任（依頼側）にあったことから最後の協力と思い差障りのないことをとパソコンに向き合ったが何も出てこない。

そこで、最近気になっていた七戸克彦教授（日調連顧問）の「特集・ADRに思いを寄せて一土地家屋調査士の取組み」土地家屋調査士会ADRの現状、ADRの将来（会報「土地家屋調査士」No.659、No.660に連載）について、抜書きを主とし、僅かばかりの感想を書くことにした。紙面を埋める協力にはなるのかもしれない。

（各士業団体における戦略目標）

同顧問は、「各士業団体における戦略目標」を弁護士法72条本文に対する例外の拡大にあるとし、「ADRの手続実施者としての地位獲得は、この最終目的達成のための単なる手段・足掛かりにすぎない。」としている。

また、ADR法の認証取得は、「最終目標に向けての手段としての「手続実施者としての実績」作りと捉える」（国家の「お墨付き」）としている。

私は、センター長野設置に当たり、改正土地家屋調査士法（大臣指定のセンター（解決手続機関）における土地家屋調査士の代理権を明記）やADR法を読み、多くの単位会がセンター像としている調停の前にセンターが行う相談を経るという相談前置主義には素直に同調することは出来なかった。

将来、土地家屋調査士が相談を受け代理人としてセンターの調停を利用するという形を前提としたセンター像（設置）に拘ったからである。しかし弁護士との共同受任を条件とする代理権

行使は現実的ではなく、現状における次善の策としては、相談を受けた土地家屋調査士が補佐人としてセンター調停に臨むという姿を望んだ。土地家屋調査士法にしてもADR法にしても法文上は、その指定・認証の対象は、解決手続（調停等）であり、相談はその対象外である。

ある単位会が「相談」を行わない相談センターを立ち上げたとの記事が会報「土地家屋調査士」に掲載されたと記憶している。おそらく会が負担する費用面もあり、またネーミングも当時の流れに沿ったものであろうが、今ならば「ADRセンター」としたことであろう。

センター長野も「相談手続」を外すことはできなかったがセンターの相談を前置とはしていない。せめてもの抵抗だったと思っている。

（日調連（土地家屋調査士）の取組み）

同顧問は、日調連のホームページなどの記事から、「土地家屋調査士は、弁護士のような代理人資格に興味を持っていない」としている。これについては私もそう感じている。そして私自身もその一人であろう。

以前にセンター関係の会合に参加した時のことであるが、先にも記したセンターにおける相談前置主義に関し、疑問を投げかけたことがあった。解決手続におけるセンターと認定土地家屋調査士の立場（役割）を確認したうえでのセンター設置が望ましいのではとの思いからであるが、私の話し下手も手伝ってか、紛争解決はセンターのみで行うものとの話で終わったと記憶している。

無理もない、認定土地家屋調査士が土地家屋調査士法に載る以前からセンターを設置運営してきた方々にとっては面白くない話と受け取ら

れたのであろう。しかし、これから設置する会としては検討すべき事と思えた。

昔、会員研修会において法務局側の講師から「法務局と土地家屋調査士は車の両輪」という話をよく聞いたものである。そう、そのようなセンターと認定土地家屋調査士との関係を言わんとするが（多少無理な例えかもしれないが）、認定土地家屋調査士の独立した存在は無視されたかのように感じた。

認定土地家屋調査士になるための「特別研修」を実施していながら認定土地家屋調査士の出番に話が及ばないのはなぜかとも思った。

（筆界特定制度との棲み分け問題）

同顧問は、筆界特定制度につき「紛争当事者の納得のいく所有権界と覚しき位置に、筆界をなぜか神の奇跡のごとく偶然にも「発見」しているためであろう」としている。もしそうであれば「土地家屋調査士ADRが「認証」を取得したところで、国家機関である登記官ADRに対する国民の信用を凌駕することは不可能である。」としている。

この後に日調連役員の文章が載り、同顧問の筆界と所有権界の話しが展開する。

（戦略目標の再論）

日調連の方針であるという、（前段）「単独代理権さらには法廷陳述権をも視野に入れて」と（後段）「筆界を認定するため…たとえ依頼人が不利になるようなことになろうとも公正中立を貫き通すものです。この点だけは、土地家屋調査士の精神と誇りにかけて譲れるものではありません。」に対して同顧問は、

その前段については他土業に比べて「日調連・単位会から個々の土地家屋調査士への戦略目標の周知不徹底」を指摘し、その理由として、

①「一方当事者の代理人としての業務展開の方向性に対して、ある種の違和感・抵抗感を抱かれる…（準公務員的な系譜の遺伝子を、…

受け継いでいる…）」

②「司法書士の簡裁訴訟代理権をめぐる長老派・守旧派と若手・改革派との間の対立とほぼ同様の構図であるが、しかし、土地家屋調査士にあっては、…長老派が現在…多数を占めている点が…他の隣接土業との間での温度差を生み出す一つの要因になっていると思われる。」と分析している。

そして、①が「代理人型・弁護士型の業務展開の方向性に対する阻害要因となっているとするならば、…」日調連が戦略目標としている「単独代理権・法廷陳述権獲得の旗印を降ろすか、…ある種の嫌悪感・アレルギー反応を解消させるか、である。」としている。

また、同顧問は、後段について、

① 前段とは相反する方向性を有している、

② 筆界について述べたものであって、所有権界について述べたものではない、

と指摘し、「所有権界に関する土地家屋調査士会ADRについて論じている際に筆界の問題を持ち出すことの妥当性」を問題視したようだ。

そして、土地家屋調査士が「準公務員的な職務を好むとすれば、…戦略目標としては、…司法書士や行政書士が目指しているような弁護士型の業務展開の方向性は断念し、準公務員型の業務拡大の方向へと進むべきことになろう。」としている。

その通りとしか言いようがない。しかし、同顧問は次のようにフォローしている。「…もまた、私見と同様、現行法の筆界原理主義に対して、根本から懐疑的な立場に立っておられるのであろう。」と。

土地家屋調査士は、「準公務員的な職務」の他に「代理権」の獲得を目指せるだろうか。

（筆界原理主義批判）

同顧問は、「法社会学的考察」のなかで、「現在の登記事務の中において好調な筆界特定の勢いを削ぐような方向性をとることは好ましくな

いと考えた場合には、第2の方策として、端的に筆界特定側に所有権界に関する調停権限も認めて（…）一元的処理に収斂させるのが望ましい…」とし、

「法解釈学的考察」のなかでは、「筆界と所有権界とを区別する考え方は、日本固有のものであり、…一筆の土地の譲渡ならびに時効取得の有効性を認める判例変更を受けての解釈論によって生じたものである。要するに「筆界」「所有権界」の峻別論は、比較的近時になってから作られた日本固有の新興宗教のようなものである。」…「そもそも、筆界原理主義の論者にあっても、原始筆界とは、明治初年に土地の私的所有が認められるようになった当初の段階における所有権界である、と説かれている。…民事訴訟の一般論からすれば、このような過去の権利関係についての確認訴訟は、訴えの利益がない、…それゆえ、境界紛争の解決手続きに関する根本的な制度設計としては、境界（筆界）確定訴訟が所有権確認訴訟の一種であり、…この訴訟形態を存続させるにしても、

- ① 筆界原理主義者の主張するところの「筆界」すなわち過去の所有権界に関する確認は認めず、現在の所有権界をめぐる紛争解決手続である旨を明確化したうえで、
- ② 当事者の主張する所有権の範囲に拘束されない旨の例外規定を明定する一方、
- ③ この判決により直ちに地積更正登記、地図訂正がなされるような手続規定（勝者当事者の申請に委ねるよりも、裁判所の囑託によるのが望ましい）を設置すべきであった。

なお、司法制度改革当初におけるプランは、境界（筆界）確定訴訟を全廃して裁判外紛争解決手続（ADR）に完全に置き換えるというものであったが、その場合には新設のADRに関して上記①②③の手続を認めれば足りるのであって、（現在の）所有権界に関するADRとは別に筆界（＝過去の所有権界）に関するADRを設置する必要はなかった。」としている。

なるほど、大変勉強になったし、考えさせられ共感さえ覚えた。

（状況は刻一刻と変化する）

同顧問は、この論文執筆の背景に、平成17年改正法附則10条（新土地家屋調査士法3条2項につき法律施行5年後に見直すこと）が控えていたとし、日調連（土地家屋調査士）も法務省もこの見直しに対する動きが見られないとしている。

土地家屋調査士法による指定解決機関（センター）の手続のみにおける代理権なのだから共同受任を外す動きがほしかった。

そして「所有権界と筆界を区別することは、そもそも理論的に正しくないうえ、現実にも国民の利便性を損なっていることから、現在の筆界原理主義に基づく二元的な制度構造を改め、制度を統合するのが妥当であろう。ただ、…」としている。論文を抜書きさせていただいたが、ぜひ全文をご覧いただきたい。

同顧問は、最後に「もし私が土地家屋調査士であったなら、弁護士型の「代理人」資格も獲得し、しかも筆界特定登記官としての「準公務員」的な資格も獲得するような、ありとあらゆる業務展開の可能性をすべて実現する方向での運動を展開することを考える。…」と書かれた。私は有難い助言と思っている。

初めにお断りしとしたとおりの抜書きばかりで大変恐縮しているが、このような助言を毛嫌いせず、出来れば会として検討の場を持ったらと思う。代理権が土地家屋調査士になじまないとするならば、見直す際の良い資料を得たと受け取ればよい、最終判断は土地家屋調査士がするのであるから。

諏訪支部研修旅行

諏訪支部長 吉澤哲郎

諏訪支部会員数は現在38人です。少なくなっ
てしまいました。会員の一層の親睦を深めるた
め、副支部長が研修旅行を計画しました。

平成24年7月20日（金）、21日（土）の1泊
2日の日程で、名古屋方面への研修旅行が実施
されました。参加者は当初16名でしたが、諸事
情により15名で出かけて行きました。

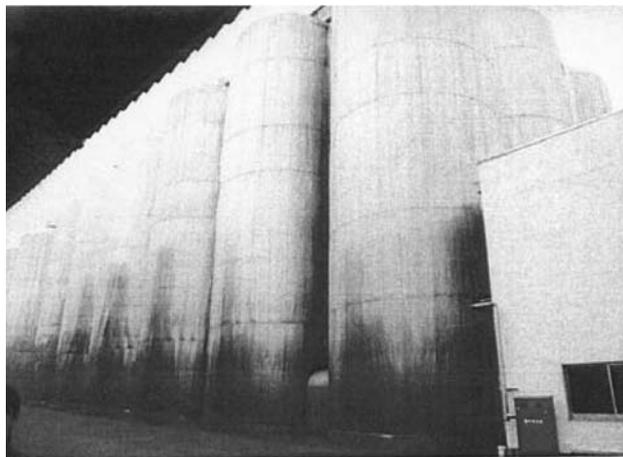
1日目、中央グリーンバスで富士見から岡谷
へと各会員を一人一人拾いながらの出発でした
が、バスが遅れるアクシデント。事情を聴くと
バスガイドの急病で替わりのバスガイドの手配
が有り…。この先どうなるかなと思いました。
が、無事バスは岡谷インターから高速道路へ入
り、一路名古屋を目指して走って行きます。挨拶
後、すぐに宴会は始まりました。ビールを飲
む人、最初の見学場所であるアサヒビール名古
屋工場での試飲が出来ることで、我慢をする人
等、バスの中は賑やかです。



試飲後の記念写真

ほどなく名古屋工場に到着しました。正面
から見る大きなタンク、圧倒されました。か
なりの数の見学者が居りました。試飲が楽し
みなのかなー。若い女性（名札には研修生）
の説明を聞きながら、1時間程のコースを終
え、造りたての美味しいビール スーパード
ライを一人三杯まで御馳走になりました。

余韻を残して、名古屋城近くの高級ホテル
ウェスティンナゴヤキャスルで豪華なバイキン



アサヒビール工場タンク



リニヤ鉄道館

グスタイルの昼食を食べ、鉄道関係のリニア鉄道館へ向かいました。懐かしい蒸気機関車、古い電車、新幹線など見学し、いよいよ名古屋城の愛知県体育館で大相撲観戦（A桟席）です。

テレビカメラを写している位置と同じ処で、土俵から少し離れています。テレビで見るとは違う臨場感が有りました。力士の大きさは、



大相撲

テレビで見るより小さいので、迫りに欠けるのが、印象に残りました。観光の人達は熱田神宮への参拝に出かけました。一日目の見学を終え、名古屋駅近くの今日宿泊する「なごや花亭美よし」に到着しました。料理が美味しい旅館と言うことで、期待どおりでした。宴会も盛り上がっ



みつかん工場

た中、夕食後は各自散々で夜の名古屋へ…。

2日目は、8時30分出発で10時より知多半島半田市のミツカン酢 博物館「酢の里」の見学です。ミツカンは色々な物を造っています。我々が良く知っている味ポン、金のごまだれ、おむすび山、納豆等…。その昔ミツカンの粕酢が江戸の握りずしブームで、庶民を虜にしたようです。江戸時代の昔の面影を残す工場をそのまま、現在も一部使われています。昔の粕酢を造る工程を50分ほどで見学を終え、岡崎市の真福寺へと向かいます。

1時間程掛けて三河名物の竹膳料理を昼食に、その名のごとく竹細工で清々しい竹の香があり、天ぷら、田楽、煮つけ、酢の物、吸い物を美味しく頂きました。我々全員が寺の説明（聖徳太子が建立）と健康祈願を受けました。ありがたや。

そして最後の見学場所である大樹寺は、徳川家菩提寺であり、徳川家康が残した遺言により、「予の遺体は久能山へ埋葬せよ」「位牌は三河の大樹寺へ安置せよ」、家康の位牌を納め、代々将軍についても同じように等身大の位牌が安置



大樹寺



大樹寺より山門 岡崎城

されています。入口門から岡崎城が小さく望む事が出来ました。

2日目の見学を終え、帰路につき、東海道環状道路を通り中央道へと一路諏訪に向かいました。

諏訪支部会員は十分に親睦を深めた研修旅行でした。

昔の資料及び測量機器ありがとうございました！

元諏訪支部会員の小泉賢次郎様より、平成24年9月8日、登記研究（創刊号・昭和22年2月25日発行より第692号・平成17年10月30日発行）及びSURVEYOR AD-1・測角アリダート（田村式SA-5）・田村式測板・田村式三脚を寄贈して頂きました。

大変貴重な品々を、会員一同有効に活用させていただきます。

誠にありがとうございました。



総務部からのお知らせ

住民基本台帳法の一部改正に伴う「戸籍謄本等職務上請求書」の取扱について

平成24年7月9日施行の住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)に伴い、戸籍謄本等職務上請求書(以下「職務上請求書」という)の様式変更及び、移行方法については既に通知済であります。昨今有資格者による不正取得が社会問題となっております。

今後は土地家屋調査士を含む、特定事務受任者に対して今まで以上の厳正な使用、管理が求められています。

本会ではこれを機会に職務上請求書の、様式変更と取扱いについて周知徹底を図っていきたいと考えています。

【様式変更に関して】

1. 従来の様式による職務上請求書は、平成25年7月8日までは使用できるが、その後は一切使用できない。(平成24年7月9日から1年を移行期間とする)
2. 従来の様式による職務上請求書による、外国人住民票の写しの請求については、「請求にかかるとの氏名・範囲」欄の生年月日記入にあたっては、「西暦」と記載する。
3. 従来の様式において平成25年7月9日時点で未使用部分がある場合は、本会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程第6条及び、同条2項による取扱をしなければならない。(未使用部分を裁断等により再生不可能な状態にして廃棄し、同規程第5号様式の報告をしなければならない)
4. 職務上請求書の購入は、会員本人が会員証を携帯し使用済の控えを持参し購入する。(補助者は購入不可)。
5. 販売済で使用中のものは一切買い取りはしない。
6. 販売済で未使用のものであっても、新様式による職務上請求書と交換することは出来ない。

【使用・管理の注意事項(管理規程より重要箇所を抜粋)】

1. 職務上請求書を使用する都度、使用する職務上請求書を職務上請求書綴込帳から切り離し使用し、必要事項の記載されていない職務上請求書に調査士名の記載及び職印を押印してはならない。又職務上請求書綴込帳を事務所保管場所から持ち出してはならない。
2. 職務上請求書を使用したときは、職務上請求書使用簿に必要な事項を記載し、毎年1月1日から12月31日までの1年間の写しを1月31日までに本会に提出しなければならない。
3. 職務上請求書のすべてを使用し、控のみとなった職務上請求書控綴込帳は3年間保管しなければならない。
4. 職務上請求書の盗難、又は紛失の事実を知ったときは、速やかに、その旨を本会に報告するとともに、盗難又は紛失の発生場所を管轄する警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

以下この他にも倫理・記入例・使用の可否・責務等々周知すべき事項は多岐に亘りますので、本件を本会・支部研修会で取り上げます。(一部の支部では実施済)

誤った使用や不適切な管理があった場合は、一会員の問題に留まらず調査士会全体に影響を及ぼすことを十分に認識され、厳正な使用・管理をお願い致します。

詰将棋

第13回

今回の詰将棋の問題図



※解答は36ページにて掲載
(長野支部 北原匡尚)

【第1図は初期局面】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
王										一
飛					飛					二
香										三
馬							馬		香	四
馬							馬			五
金										六
銀										七
歩										八
△										九

▲先手 銀桂三

【ヒント】
逃げ道封鎖。



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO